

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 給付等に関するQ & A

令和8年3月31日

◆総合事業の給付に関して下記で解決しない場合は、電子申請「介護予防・日常生活支援総合事業の給付等に関する質問」よりご質問ください。なお、請求エラー等至急対応が必要な場合はお電話にてご連絡ください。

◆以下の内容は令和8年3月31日時点のものです。今後、国がQ & Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。国の介護サービス関係Q & Aよりご確認ください。

◆総合事業の給付以外については、最下部の【問い合わせ先】を参照のうえお問い合わせください。

◆下記に示す、「訪問介護相当サービス」とは「訪問介護の従前相当サービス」「専門型訪問サービス」「訪問型独自サービス」のことであり、「通所介護相当サービス」とは「通所介護の従前相当サービス」「専門型通所サービス」「通所型独自サービス」のことであり、「訪問型サービスA」とは「基準緩和型訪問サービス」のことであり、「通所型サービスA」とは「基準緩和型通所サービス」のことであり、「通所型サービスC」とは「短期集中型通所サービス」のことです。

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
1	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス 4. 通所介護相当サービス	令和6年度の国の改正により、訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの報酬について、「1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)」と「1月当たりの回数を定める場合(1回につき)」に区分されたが、それぞれの区分についての考え方は。	従来の予防給付どおりの運用(月包括単位)を基本としてきましたが、令和6年度の国の改正内容をふまえ、以下のとおり考え方を整理しました。 ●訪問介護相当サービス等以外の多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援することが必要な場合で、「月包括単位」にすると必要な組み合わせができない場合は、「月包括単位」ではなく「1回当たり」のサービスの位置付けが可能。 ●利用者の状態(要支援度等)や生活環境等から、「月包括単位」とした場合のサービス提供回数が過大と考えられる場合は、「月包括単位」ではなく「1回当たり」のサービスの位置付けが可能。 ●「月包括単位」と「1回当たり」のどちらが適切かは、各利用者に対するケアマネジメントの中で利用者及びサービス提供事業者等の関係者の意見を聞いたうえで判断いただく必要があります。 なお、市が定める基準により費用を算定することとされている訪問型サービスA及び通所型サービスA、通所型サービスCについては、令和6年度報酬改定以前と同じく引き続き「1回当たり」の報酬として定めています。	介護保険最新情報Vol.1210(介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について(周知))
2	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス	令和6年度の国の改正による訪問介護相当サービスの「1月当たりの回数を定める場合(1回につき)」とは月に何回利用する場合に使用するのか。	令和6年度の国の改正により、「月当たり上限」が「回数」ではなく「単位数」になりました。これをふまえ、箕面市においても使用回数を一律に示すことはしません。必要なサービスが必要なかたの選択に基づき提供されるよう調整してください。	介護保険最新情報Vol.1210(介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について(周知))
3	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス 4. 通所介護相当サービス	訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスについて、月額報酬(月包括単位)として介護予防ケアマネジメント計画を作成したが、利用実績が計画より少なくなった場合、回数払いの報酬に変更し請求すべきか。	利用者都合により利用実績が計画より少なくなった場合は、計画上の報酬区分での請求が可能です。なお、利用者の心身状況が変わった場合は、必要に応じ計画を見直す等行ってください。	[介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)]第3の2 訪問型サービス費の(2)

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
4	基本報酬	4. 通所介護相当サービス	通所介護相当サービスにおいて月額報酬としていたが、利用できなかった日があり、振替もできないため日割で請求することは可能か。	「月包括単位」が「1回当たり」かはケアマネジメントの中で整理して決定するため、利用できなかったと切り替えることはできません。	
5	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス	訪問介護相当サービスについて国が示すサービスコード中「サービス内容略称：訪問型独自短時間サービス」の「短時間」とは何分か。	箕面市においては、当該サービスの単位数が要介護者に対する訪問介護の訪問介護費(身体介護中心)「所要時間20分未満の場合」と同じであることをふまえ、訪問介護相当サービスの「訪問型独自短時間サービス」は「身体介護が中心である所要時間20分未満のサービス」と考えています。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第七十九号)別表1のイ、介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省告示第七十二号)別表1の4
6	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス 4. 通所介護相当サービス	月額包括報酬の日割り請求はどのような場合にを行うのか。	一例として以下の場合等があげられます。 例1)月額包括報酬としている通所介護相当サービスにおいて、月の途中で別の通所介護相当サービス事業所へ変更する場合。 例2)月額包括報酬としている通所介護相当サービスにおいて、月の途中で区分変更により介護度に変更が生じた場合。 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの月額包括報酬の日割り請求が必要な場合については、箕面市のホームページ「箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業について(事業者向け情報)」中の「訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス(全国統一)」に掲載する「資料9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」をご覧ください。	箕面市ホームページはこちら
7	基本報酬	3. 通所型サービスA	通所型サービスAにおける「送迎あり・なし」の考え方はどのようになるか。	通所型サービスAについては、箕面市として、以下のいずれかに該当する場合を「送迎あり」としています。 ・事業所の車両で送迎を行った場合 ・事業所職員が徒歩で付き添い送迎を行った場合 ・車両または徒歩で片道だけの送迎を行った場合 往復とも送迎しなかった場合や、通所型サービスA事業所と同一の建物に居住又は同一の建物から通う者にサービスを行う場合は「送迎なし」です。 なお、ケアマネジメント計画作成時に、送迎が必要かたかどうかを確認し関係者で共有するとともに、通所型サービスA事業所においては日々のサービス提供記録に送迎の有無を合わせて記録してください。	
8	基本報酬	3. 通所型サービスA 4. 通所介護相当サービス	交通事情や道路状況により自宅までの送迎が困難な場合はどうすればよいか。	居宅まで迎えに行くことが原則ですが、道路が狭険で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等がある場合は居宅以外での送迎は可能です。ただし、利用者の出迎え方法を予め定めるなどの適切に対応してください。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
9	基本報酬	4. 通所介護相当サービス	要支援2で通所介護相当サービスを週2回利用している。更新により要支援1となったが引き続き週2回利用することは可能か。	本人の状況をふまえたケアマネジメントとして、週2回の利用が望ましい場合は可能です。しかし、原則として月額包括報酬であり、要支援1で1回あたりでの請求とする場合は月4回が上限となるため、通所介護相当サービス事業所と十分に調整してください。	

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
10	基本報酬	4. 通所介護相当サービス	①通所介護相当サービスにおいて週3回通うことは可能か。 ②可能な場合、超えた1回は追加で請求できるか。	①通所介護相当サービス事業所と調整の上、ケアマネジメントとして週3回の利用が必要である場合は可能です。 ②月額包括報酬が原則であり、1回あたりでの請求の場合は「要支援1・事業対象者」は月4回、「要支援2・事業対象者」は月8回が上限であることから超過した1回分の請求はできません。	
11	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス	買い物同行と掃除のため訪問介護相当サービスを利用しているが、本人のこだわりで時間がかかるため自費サービスと組み合わせたいか。	サービス提供の時間は、本人の状態及び必要とされるサービス内容に応じて設定されるものであるため、目的が生活上必要なものを買うためであれば、本来、介護保険サービスで提供されるものであると判断します。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
12	基本報酬	1. 訪問型サービスA	自宅の近くにスーパーがあるが、本人のこだわりにより自宅から離れたスーパーを希望される場合の買い物代行は可能か。	生活圏内で購入可能な日用品や食料品が対象となりますので、生活圏内で購入できる店舗があるにも関わらず、本人の嗜好で生活圏外まで出かける必要がある場合は対象外となります。	
13	基本報酬	3. 通所型サービスA	「通所型サービスA事業費・半日」について、3時間未満の利用時には算定が可能か。	3時間以上5時間未満の利用ではないため算定できません。	
14	基本報酬	2. 訪問介護相当サービス	訪問相当サービスにおいて1時間を超えてしまう。その場合、1時間を超えた時間は自費サービスとして請求して差し支えないか。	訪問介護の所要時間については、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況を踏まえつつ設定するものとなります。サービス提供の時間は、本人の状態及び必要とされるサービス内容に応じて、設定されるものであるため、本来、介護保険サービスで提供されるものであると考えられます。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
15	基本報酬	1. 訪問型サービスA	訪問型サービスAでは土間の掃除もサービス内に含めてよいか。利用者は独居で、来客対応時は裸足で土間に下りてくる。	独居のため共用部分ではなく、本人の身体的特性や生活状況を踏まえて土間の清掃も支援が必要である場合はサービス内に含めて差し支えありません。	

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
16	基本報酬	1. 訪問型サービスA 2. 訪問介護相当サービス 3. 通所型サービスA 4. 通所介護相当サービス	箕面市として、利用者の状態(要支援1・要支援2・事業対象者)ごとにサービス利用回数の上限を設けているか。	<p>箕面市においては、以下のとおり利用回数を示しています。</p> <p><訪問介護相当サービス(国が示すとおり)> ・介護度にかかわらず週1回～2回程度(目安。週2回程度を超える利用も可) <訪問型サービスA> ・介護度にかかわらず週2回まで(上限) <通所介護相当サービス(国が示すとおり)> ・要支援1及び事業対象者は週1回程度(目安) ・要支援2及び事業対象者は週2回程度又は2回を超える程度(目安) ※通所介護相当サービスについては、国により、要支援1または事業対象者で1回当たり報酬を算定する場合は月4回まで、要支援2で1回当たり報酬を算定する場合は月8回までとされていることにご留意ください。 <通所型サービスA> ・介護度にかかわらず週2回まで(上限)</p> <p>訪問型サービスA及び通所型サービスAについて、週1回とするか週2回とするかは介護度にかかわらず利用者の心身状況等に応じて必要な回数を選定してください。(個々の利用者の日頃の活動量、身体機能、精神面等を総合的に勘案し、個々の利用者に適した介護予防ケアマネジメント計画を作成した結果、同一の要支援認定であっても個々の利用者によりサービスの利用回数が必ずしも一致しないことが想定されます)</p>	
17	基本報酬	1. 訪問型サービスA 2. 訪問介護相当サービス	複数の要介護者(要支援者等)がいる場合、訪問介護相当サービスや訪問型サービスAを夫婦で按分して利用することは可能か。また、その際に留意することはあるか。	<p>複数の要介護者等(要支援者等)がいる世帯において、同一時間帯に訪問介護を利用した場合の取扱いについては、それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画等に位置づけ、生活援助については、要介護者(要支援者等)間で適宜、所要時間を振り分けてください。</p> <p>どちらか片方のケアプランのみに位置付けて、もう一方はケアプランに位置付けずに算定することはできません。全員分のケアプランに位置付ける必要があります。</p> <p>また、支給限度額や負担割合の違いによって一方へ偏った算定は適正ではありませんので、均等に按分してください。</p> <p>本人の安否確認や健康チェックとも合わせて行うべきものであることから、一方が不在の場合は、もう一方が使用する部分のみ可能です。</p>	
18	基本報酬	1. 訪問型サービスA 2. 訪問介護相当サービス	夫婦で按分して生活援助を受けている。時間で切り分けて按分しても良いか。	夫婦どちらに提供されたものか判断できるよう切り分けられており、ケアプランに基づいたものであれば差し支えありません。共用部分の清掃等についてもケアプランに応じて、必要な割合を定めて切り分けてください。	
19	基本報酬	1. 訪問型サービスA	同居している家族がいるが、自宅の清掃のため訪問型サービスAを利用できるか。	「当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」、「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」は可	

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
20	基本報酬	1. 訪問型サービスA 2. 訪問介護相当サービス	夫婦で按分して生活援助を受けている。 ①一方(A)が入浴介助を要するようになったため、共有部分をもう一方(B)のケアプランで実施して問題ないか。 ②一方(A)は見守りの支援を要するため訪問介護相当サービスとしているが、見守りの支援が不要となった。現在利用している事業所は訪問型サービスAの指定を受けていない。もう一方(B)を毎週とすることや、Aを訪問介護相当サービスで支援することは可能か。	①同居家族がいる場合であっても、やむを得ない事情がある場合には生活援助を実施できることから、やむを得ない事情に該当する場合は、AのプランでAに入浴介助、Bのプランで共有部分の生活援助を実施することは可能です。 ②共用部分について、BだけでなくAも支援が必要な状況であることからBのケアプランのみで介入することは不自然です。また、身体介護を伴わないにも関わらずAに訪問介護相当サービスを導入することは不適切となる場合があります。事業所にサービス内容を合わせるのではなく、必要なサービスから事業所を選定してください。	
21	基本報酬	1. 訪問型サービスA 2. 訪問介護相当サービス	子が同居しているが昼間独居であり、食事の用意に支援が必要である。 ①本人が調理を行っていることへ見守りや補助をする場合は訪問介護相当サービスでも良いか。 ②同居家族がいる場合であっても生活援助としても良いか。	①利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)であれば「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」として身体介護での位置付けも可能な場合があるため、「利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービス行為」とみなせる場合があります。 ②「同居家族がいてもやむを得ない事情により家事が困難な場合」は生活援助の提供は可能です。同居家族が真に行えない事情があり、本人分のみの調理であれば認められます。	
22	基本報酬	4. 通所介護相当サービス	通所介護相当サービスにおいて、事業所都合により利用できない日があり、振替ができない場合には日割り請求できるか。	できません。通所介護相当サービスにおける1回ごとの請求は、あらかじめケアマネジメントの中で整理した上で決定するものですので、利用後に切り替えることは不適切とみなします。	
23	基本報酬	3. 通所型サービスA	通所型サービスAにおいて、年末年始に事業所が休みとなる分を次月に振替えても良いか。	振替により週3回となる場合、通所型サービスAは週2回を上限としているため不可となります。	
24	基本報酬	4. 通所介護相当サービス	サービス担当者会議にて通所介護相当サービスを月額包括報酬ではなく1回あたりでの提供が望ましいと議論になった。提供者側が「月額包括報酬しか実施していない」として1回あたりでの提供を拒否することは可能か。	1回ごとの提供ができる制度ですので、正当な理由がなく拒否することはできません。	

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
25	減算	4. 通所介護相当サービス	<p>通所介護相当サービスにおける送迎減算の考え方はどのようになるか。</p> <p>①通所介護相当サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所介護相当サービスの提供が行われなかった場合 ②通所介護相当サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所介護相当サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合(予定していた送迎が中止となった場合を含む)</p>	<p>国が示すとおり、通所介護相当サービスにおいては、事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていなければ送迎減算が適用されます。①については、通所介護相当サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されません。一方で、②はサービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用されます。</p>	<p>介護保険最新情報vol.1263「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)」 問8</p>
26	加算	3.通所型サービスA	<p>通所型サービスAにおける軽度化加算(市独自加算)の加算算定月はいつか。</p>	<p>軽度化前最終利用月です。 認定有効期間切れで、更新申請を行った場合は、当該認定有効期間中に最後にサービスを利用された月、区分変更申請の場合は、認定申請日が最終利用月となります。 例えば、4月10日に要介護認定の区分変更申請等を行い、5月10日に要介護認定の結果、軽度化したことが分かった場合、3月が軽度化前最終利用月となります。</p> <p>※軽度化加算の請求前に、高齢福祉課へ軽度化加算算定届出書を提出し受理される必要があります。 ※請求は12月分が上限です。軽度化前最終利用月分として、12月分をまとめて請求ください。 ※軽度化前最終利用月の加算当該加算の算定を行う場合は、お手数をおかけしますが当該月分の過誤請求手続きをお願いします。</p>	
27	加算	5.介護予防ケアマネジメント	<p>介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算について、以下の場合、算定して良いか。</p> <p>①利用者が訪問介護相当サービスから訪問型サービスAへ移行した場合、利用者が通所介護相当サービスから通所型サービスAへ移行した場合 ②利用者が訪問型サービスAから訪問介護相当サービスへ移行した場合、利用者が通所型サービスAから通所介護相当サービスへ移行した場合</p>	<p>箕面市においては、介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算は、介護予防支援における初回加算と同様に、新規で介護予防ケアマネジメント計画を作成する手間を評価するものとして位置付けているため、Qにあるようなケース(総合事業の中(要支援・事業対象者)での移行)の場合は算定できません。 (なお、要介護から要支援、または、要介護から事業対象者となった場合は、新たなアセスメント等を要するため算定できます)</p>	<p>介護保険最新情報vol.1245「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」 問7</p>
28	加算	5.介護予防ケアマネジメント	<p>介護予防ケアマネジメントAについて、地域包括支援センターから委託を受ける居宅介護支援事業所が変更になった場合、変更後の居宅介護支援事業所は初回加算を算定してよいか。</p>	<p>箕面市においては、委託する事業所が変更となっても、介護予防ケアマネジメントとしては初回ではないため、初回加算を算定することはできません。 (国が示す介護予防支援の取扱いと同様です)</p>	<p>18.3.27介護制度改革informationvol.80平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)</p>

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
29	加算	5.介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントAについて、地域包括支援センターが既に初回加算を算定したあと、居宅介護支援事業所に委託した場合、居宅介護支援事業所は初回加算を算定してよいか。	箕面市においては、左記の例の場合、地域包括支援センターにおいて既に初回加算を算定済みであり、介護予防ケアマネジメントAとしては初回ではないため、初回加算を算定することはできません。	
30	加算	5.介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントAについて、契約期間が終了したものの、その翌日に、再度契約がされた場合については、再度の契約時の際に初回加算は算定できるのか。	箕面市においては、初回加算については、実質的に、介護予防ケアマネジメントA事業所が初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、左記のように契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできません。 (国が示す介護予防支援の取扱いと同様です)	18.3.27介護制度改革informationvol.80平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)
31	加算	5.介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算について、新規に介護予防ケアマネジメント計画を作成する場合の「新規」とはどのような場合か。	箕面市においては、契約の有無に関わらず、当該利用者について過去2月以上介護予防ケアマネジメントAを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントA費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防ケアマネジメント計画を作成した場合を指します。 (国が示す介護予防支援の取扱いと同様です)	21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
32	加算	5.介護予防ケアマネジメント	介護予防支援を受けている者が箕面市介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントAに移行した場合は、介護予防ケアマネジメントAの初回加算は算定できるのか。	箕面市においては、要支援者又は事業対象者に対して介護予防ケアマネジメント計画を作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であると考えていることから、新規で介護予防ケアマネジメント計画を作成する手間を評価するものである初回加算は算定できません。	27.4.1介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について
33	加算	5.介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントAにおける委託連携加算はどのような場合に算定できるのか。	箕面市においては、国が示す委託連携加算の算定要件を満たしたうえで、下記の場合に算定可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に介護予防ケアマネジメントAを開始する者について、居宅介護支援事業所に委託する場合 ・地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていたが、途中から居宅介護支援事業所に委託する場合 ・委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合 ・管轄の地域包括支援センターが変更となる場合 なお、居宅介護支援事業所へ委託していたが一時委託が中断(サービス利用が中断)となった後、再度同じ居宅介護支援事業所へ委託する場合は、1回目の委託時に委託連携加算を算定していない場合に限り、2回目の委託時に委託連携加算を算定することができます。	
34	加算	5.介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターから委託を受けている事業所から、別事業所で同一ケアマネジャーが担当する場合は委託連携加算を算定できるのか。	委託先の居宅介護支援事業所が変更となるため算定することは可能ですが、契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)していることが必要となります。	

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
35	加算	5.介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援事業所(A)から別の事業所(B)へ一度変更し、その後に元の居宅介護支援事業所(A)へ戻る場合には委託連携加算は算定できるのか。	算定することは可能ですが、契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)していることが必要となります。	
36	その他	6.その他	利用予定の者が給付制限のかかっている者であるが、どのように報酬を請求したらよいか。	給付制限対象者は、介護保険被保険者証の表面「給付制限」欄に「給付額の減額」と記載されているため、把握された場合は、できる限り総合事業利用開始前に高齢福祉室へお電話にてご連絡ください。給付制限のかたについて、訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービスのコードを使用すると、国保連システム上エラーが発生するため、給付制限者用のコードで別途作成し個別にお知らせします。サービスコードを国保連へ登録する日程が決まっているため、ご連絡いただいたときから請求できるまでに2~3ヶ月程度かかることがあります。	
37	その他	6.その他	介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤の仕方について、教えて欲しい。	箕面市ホームページ「介護保険関連各種申請書」よりご確認ください。	箕面市ホームページはこちら
38	その他	6.その他	第三者行為により利用する場合、総合事業は第三者求償はできるか。	できません。介護保険法21条第1項及び第2項及び第3項の対象となる給付は、介護保険法第18条に規定する保険給付ですので、第1号事業支給費は対象外となります。	https://www.osakakokuhoren.jp/upload/members/kyushoiryu/tebikijimu.pdf
39	その他	6.その他	総合事業のサービスも医療費控除の対象となるか。	医療費控除の対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合のみ、訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスが対象となります。	国税庁タックスアンサーNo.1127 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価
40	その他	6.その他	被爆者手帳を持っている場合、総合事業の自己負担はどうなるか。	総合事業では、大阪府原子爆弾被爆者介護保険利用等助成事業として ・訪問型(コードA1,A2に限る) ※所得制限あり ・通所型(コードA5,A6に限る) のみ助成対象となります。	https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/374/jigyousyamuke_1.pdf

No.	分類	サービス分類	質問内容	回答	参考
41	その他	6. その他	住所地特例施設入所者は施設所在地と箕面市どちらの総合事業を利用することとなるのか。	住民票が存在する自治体の総合事業を利用できます。住民票が箕面市にある住所地特例施設入所者は箕面市の指定を受けている事業者からのサービスのみ利用可能です。	
42	その他	3. 通所型サービスA 4. 通所介護相当サービス	通所型サービスA・通所介護相当サービスにおいて、通所型サービス事業所が作成する、通所型サービス計画書の見直し頻度はどれぐらいか。	利用者の状態像に変化が生じた場合には見直してください。見直し頻度を定められていませんが、状態が安定している場合はケアプランと同程度(3か月に一度)の期間で見直していただくことを推奨します。	

【問い合わせ先】

内容	担当	電話番号
総合事業(給付関連)	高齢福祉課(高齢福祉係)	072-727-9505
総合事業(事業者指定関連)	広域福祉課(地域密着・総合事業係)	072-727-9539
総合事業 (自立支援型個別会議への市医療職参加)	高齢福祉課(介護予防係)	072-727-9505
総合事業 (事業対象者認定、旨の届出関連)	高齢福祉課(介護認定係)	072-727-9559
総合事業以外(予防給付・介護給付)の給付関連	介護医療課	072-724-6860